平成28年1月18日
国水河計第77号

九州地方整備局長　殿

水管理・国土保全局長
（公印省略）

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組について

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成32年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととする。

- 住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- 優先的に整備が必要な区間における「洪水を安全に流すためのハード対策」の着実な推進
- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

ついては、今後、各地域において、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、これらのハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進されたい。

貴職におかれては、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対し、本通知を周知されたい。

平成28年1月18日
国水河計第78号
国水環第96号
国水治第93号
国水防第226号

九州地方整備局河川部長　殿

水管理・国土保全局
河川計画課長
河川環境課長
治水課長
防災課長
（公印省略）

「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく取組の進め方について

「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく取組については、平成28年1月18日付（国水河計第77号）において水管理・国土保全局長から通知したところであるが、取組の進め方について、別紙のとおり基本的事項を定めたので通知する。

貴職におかれては、これを参考としつつ、地域の実情に応じて具体的な取組を進められたい。また、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対し、本通知を周知されたい。

(別　紙)

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組の進め方について

一　取組の進め方

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会等（以下「協議会等」という。）を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進める。

二　協議会等の進め方

以下を基本として、協議会等を設置し、関係地方公共団体等と連携・協力して減災のための取組を進める。

1　協議会等の設置単位

協議会等は、直轄河川の氾濫ブロックを一つの単位として設置することを基本とし、必要に応じて、複数の氾濫ブロックをまとめて一つの単位とする等、地域の実情に応じて適切に設置する。

2　協議会等の構成員

協議会等の構成員は、協議会等を設置する氾濫ブロック等に関係する河川管理者、都道府県、市町村及び水防管理団体を基本とし、必要に応じて、住民の避難先として想定される氾濫ブロック外の市町村や他の関係機関を追加する。

3　協議会等において実施する事項

（1）現状の水害リスク情報や取組状況の共有

洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、以下の例を参考として、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング
- 避難勧告等の発令基準
- 避難場所・避難経路
- 住民等への情報伝達の体制や方法
- 避難誘導体制　　　　　等

② 水防に関する事項

・河川水位等に係る情報提供

・河川の巡視区間

・水防資機材の整備状況

・市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応　　　　　等

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

・排水施設、排水資機材の操作・運用

・ダムの危機管理型の運用　　　　　等

④ 河川管理施設の整備に関する事項

・堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容　　　　　等

（2）地域の取組方針の作成

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針（以下「地域の取組方針」という。）を作成し、共有する。

（3）フォローアップ

毎年、協議会等を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

三　地域の取組方針の内容等

以下の事項を地域の取組方針に記載することを基本とする。

1　現状の取組状況

二３（1）に基づき共有した現状の減災に係る取組状況等について記載する。

2　減災のための目標

概ね５年間で達成すべき避難、水防、排水等に関する目標を記載する。

3　取組内容

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して概ね５年以内で実施する事項について、以下の例を参考に必要な事項を記載する。

（1）円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングやそれらを踏まえた避難勧告等発令の対象区域・判断基準等の設定

・隣接市町村における避難場所の設定

・住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善　　　　等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知

・ハザードマップの改良と周知

・まるごとまちごとハザードマップの整備と周知

・情報ソフトインフラも活用した避難訓練等の実施　　　　等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

・水位計・CCTV の整備

・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫

・防災ステーションの整備

・避難経路の整備　　　　等

（2）的確な水防活動のための取組

① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

・重要水防箇所の見直し

・水防に関する広報の充実

・水防資機材の整備

・水防訓練の充実　　　　等

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

・施設の関係者への情報伝達の充実

・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実　　　　等

（3）氾濫水の排水、施設運用等に関する取組

・排水施設、排水資機材の運用方法の改善

・排水施設の整備及び耐水化

・ダムの危機管理型の運用方法の高度化　　　　等